

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 令和3年2月19日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和2年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人上越教育大学
法人の長の氏名		川崎 直哉
問い合わせ先		総務課総務チーム 電話：025-521-3214 メール：somu@juen.ac.jp
URL		https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/governancecode.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【意見】 今回の「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和2年度）」に掲げられた個別の取組については、確実に実施されていることを確認した。今後、ガバナンス・コード全体に対する取組が確認できるよう記述内容の充実が望まれる。</p> <p>【対応】 今後、本報告書の内容更新に際して、ガバナンス・コード全体に対する取組について記載し、記述内容の充実を図ってまいります。</p>
監事による確認		<p>【意見】 国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に従い、国立大学法人上越教育大学は大学院重点化のなかで、世界最高水準の初等中等教育教員の養成を目指し、各原則をすべて実施していることを確認した。引き続き、大学経営の状況や意思決定の透明性を確保し、社会への説明責任を果たすべく、エビデンスに基づく状況確認と検証、並びに改善への取組を確実に実施し、教育改革の世界的潮流を見据えた我が国の教員養成のモデルとなる大学となることを望む。</p> <p>【対応】 国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づいた取組を充実・発展させ、社会への説明責任を果たしてまいります。</p>
その他の方法による確認		<p>今後開催予定の本学と外部機関との協議会等の場で、本報告書について説明し、意見を求めることを予定しています。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【 国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容 】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>上越教育大学は、大学院（現職教員再教育）重点化を目指す大学であり、大学院における現職教員の再教育を行う中核的な機関として、学校現場に密接に関連した実践的な教育研究を行うことを基本的な目標とし、学校教育に係る諸科学の研究を推進するとともに、教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養、高い学識及び優れた技能を合わせ備えた有為の教育者を養成することをビジョンとして掲げています。</p> <p>学士課程においては、系統的な教育実習や、教科及び教職に関する多様な授業科目からなる実践的な教育課程を開発・実践し、「21世紀を生き抜くための能力 + α」を備えた教員を養成することを目標としています。</p> <p>また、大学院では、専門職学位課程と修士課程とが協働し、現代的課題の理解と問題解決の方法を修得した、学校づくりの有力な一員となり得る教員及び地域や学校において中核的、指導的役割を果たす教員を養成することを目的としています。</p> <p>これらの目標を実現するため、「21世紀を生き抜くための能力 + α」を備えた教員を養成するための教育課程の開発・導入、教育委員会・学校現場と連携した教員養成機能の強化等を図っています。</p> <p>上記の内容に関しては、以下の項目ごとに整理した中期的な目標及び戦略の実現に向けた中期計画、年度計画として、具体的な数値目標等も示しつつ、主な取組の概要を整理した資料と併せて大学HPで公表しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育に関すること 2 学生支援に関すること 3 研究に関すること 4 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関すること 5 グローバル化に関すること 6 組織運営の改善に関すること 等 <p>> 大学紹介 > 公開情報 > 業務方法書及び中期目標・中期計画 https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/040middle/index.html</p>
<p>補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>本学の目標及び戦略の実現に向けた業務の実績として、平成31年度に次のとおり学部及び大学院の改革を行いました。</p> <p>① 学士課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端的かつ専門的な能力が求められる新領域等に対応できる教員を養成する「先端教科・領域学習コース」を学部の新設し、大学院に新設した「先端教科・領域開発研究コース」への接続を考慮したコースに再編 ・特別支援教育の専門性を学部から大学院までの6年間で計画的に身につけることができる早期履修制度「6年一貫教育プログラム」を導入 ・グローバル化の進展や AI 時代への対応として、2つの副専攻プログラム（小学校英語副専攻プログラム、小学校プログラミング・テクノロジー副専攻プログラム）を導入 <p>② 大学院専門職学位課程（教職大学院）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場の諸課題を多面的・総合的に捉え解決する力を修得した教員を養成するため、教職大学院の機能を強化し、「教科教育・学級経営実践コース」、「先端教科・領域開発研究コース」、「学習臨床・授業研究コース」及び「現代教育課題研究コース」に再編

	<p>・現職教員がより研鑽しやすい環境整備と研修内容の質向上を図るため、ミドルリーダー及び管理職の養成を目的とした2つの1年制プログラムを導入</p> <p>③ 大学院修士課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焦点化した問題の設定と解決の方策を修得した教員を養成するため、教科内容に関する深化を図るとともに特別支援教育や臨床心理学等、教育の基礎となる内容を重視し、「発達支援教育コース」、「心理臨床コース」、「学校教育深化コース」、「国際理解・日本語教育コース」及び「教職キャリア支援コース」に再編 ・「共通科目」及び「学校等における実習」を必修化 ・多様な履修形態のニーズに応えるため、フレックス履修制度を導入 <p>第3期中期目標期間の主な取組として学校現場で、新学習指導要領が求めるアクティブ・ラーニングを実践できる教員を目指し、授業科目に積極的にアクティブ・ラーニングを取り入れました。取組を推進した結果、全授業科目におけるアクティブラーニング導入率は、学士課程（H30：76.5%→H31:78.7%）、修士課程（H30：76.7%→H31:83.5%）、専門職学位課程（H30：89.9%→H31:92.1%）と着実に伸び、学校現場でアクティブラーニングを実践できる教員の養成が図られました。</p> <p>教育委員会・学校現場と連携した教員養成機能の強化のため、平成30年7月に「学校実習コンソーシアム上越」を設立し、平成31年度においては、地域全体で目標の35校以上を上回る92校で学校実習を実施することができました。</p> <p>これらの取組のほか、第3期中期目標期間にかかる業務実績、評価結果を、以下のとおり公表していますので、詳細はこちらをご覧ください。</p> <p>大学紹介 > 公開情報 > 各種評価情報 > 各事業年度における業務の実績に関する報告書及び評価結果 https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/080assessment/result_nendo/index.html</p> <p>また、毎年度、組織の運営や教育研究活動の状況に関して自己点検・評価を行い、アクティブ・ラーニングの積極的導入、学校実習コンソーシアム上越の設立、高い教員就職率の維持向上等、重点的に取り組んだ課題や改善事項等を大学HPで公表しています。</p> <p>> 大学紹介 > 公開情報 > 各種評価情報 > 年次報告書 https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/080assessment/report/index.html</p>
<p>補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	<p>本法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置き、国立大学法人上越教育大学経営協議会規則を定め、権限と責任の体制を大学HPで公表しています。</p> <p>また、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置き、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則を定め、権限と責任の体制を大学HPで公表しています。</p> <p>ホーム > 大学紹介 > 概要・理念・規則 > 国立大学法人上越教育大学規則集 https://www.juen.ac.jp/050about/010info/100rule.html</p>
<p>補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際</p>	<p>教員については、(1)「学校現場と密接に結びついた実践的な大学であることから、学校現場における教育経験を有する者の雇用促進を図る」とともに、(2)「国内外を問わず優れた人材の確保及び</p>

性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針

男女共同参画社会の実現に向け、外国人及び女性の雇用促進を図る」ことを方針として、教員の募集・選考を行っています。

特に、学校現場に密接に関連した実践的な教育を行うため、教学マネジメントに係る人事方策の一環として、学校現場での指導経験を持つ大学教員の採用に努めるとともに、学校現場で指導経験のない大学教員に対して「大学教員学校現場研修」を平成29年度から開始し、同年度に採用された教員から本研修を実施しています。

また、職員については、(1)「国立大学法人等職員採用試験による新規採用」、(2)「本法人独自の選考による新規採用及び中途採用」、(3)「パートタイム労働法（平成5年法律第76号）の趣旨を踏まえた事務系の非常勤職員から選考による新規採用」といった多様な選考方法を用いることで、大学新卒者のほか、職員の年齢バランスを考慮しつつ、専門的業務の経験者や、特定の能力に秀でた者など、多様な人材を確保することを方針として、職員の募集・選考を行っています。

補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画

【中期的な財務計画】

文部科学大臣が定める中期目標期間（6年間）において、中期目標を達成するために中期計画を作成し、同計画の各事業を財政的な裏付けのあるものとして実現するために予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画を策定して文部科学大臣の認可を受けています。

なお、第3期中期計画（平成28年度～令和3年度）の財務計画は次表のとおりです。

1. 予算

平成28年度～平成33年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	18,064
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	168
自己収入	5,684
授業料及び入学科検定料収入	5,133
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	551
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	907
長期借入金収入	0
計	24,823
支出	
業務費	23,748
教育研究経費	23,748
診療経費	0
施設整備費	168
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	907
長期借入金償還金	0
計	24,823

2. 収支計画

平成28年度～平成33年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	24,644
経常費用	24,644
業務費	23,142
教育研究経費	4,287
診療経費	0
受託研究費等	879
役員人件費	439
教員人件費	12,430
職員人件費	5,107
一般管理費	1,055
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	447
臨時損失	0
収入の部	24,644
経常収益	24,644
運営費交付金収益	17,760
授業料収益	4,054
入学金収益	783
検定料収益	143
附属病院収益	0
受託研究等収益	879
寄附金収益	27
財務収益	0
雑益	551
資産見返負債戻入	447
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成28年度～平成33年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	24,861
業務活動による支出	24,198
投資活動による支出	624
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	39
資金収入	24,861
業務活動による収入	24,654
運営費交付金による収入	18,064
授業料及び入学金検定料による収入	5,133
附属病院収入	0
受託研究等収入	879
寄附金収入	27
その他の収入	551
投資活動による収入	168
施設費による収入	168
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	39

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。

上記の詳細はこちらを御覧ください。

https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/040middle/files/31_kei.pdf

補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)

【教育研究の費用(資金の使用状況等)及び活動成果の公表】
 本学の運営状況及び財務状態を適切に反映した財務諸表(貸借対照表, 損益計算書, キャッシュ・フロー計算書, 国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書等), 決算報告書及び事業報告書を毎事業年度作成し, 文部科学大臣の承認を得

	<p>たうで公表しています。</p> <p>また、中期目標期間における各事業年度の法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な活動成果は、事業年度毎に業務の実績報告書を作成し、国立大学法人評価委員会の評価を受けており、平成31年事業年度においては、大学院及び学部の改組、アクティブ・ラーニングの積極的導入、早期履修制度（6年一貫教育プログラム）の導入、学校実習コンソーシアム上越の設立、新型コロナウイルス感染症対策等、第3期中期目標期間に係る業務実績について記載しています。</p> <p>中期目標期間における活動状況の成果としては、中期目標期間の4年目終了時評価、中期目標期間終了時評価も同評価委員会から受けており、それぞれの業務実績報告書と評価結果を公表しています。</p> <p>これらに加えて、本学の教育・研究活動等の情報と財務情報を組み合わせて見える化した財務レポートを公表することにより、国民や社会への説明責任を果たし、同時に業務実績の適正な評価に資する情報を提供しています。</p> <p>上記の詳細は、こちらを御覧ください。 ○財務諸表、決算報告書、事業報告書、財務レポート https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/050admindoc/zaim/</p> <p>○各事業年度における業務の実績に関する報告書及び評価結果 https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/080assessment/result_nendo/index.html</p> <p>○中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書及び評価結果 https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/080assessment/result_chuuki/index.html</p>
<p>補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>	<p>法人経営に係る人材育成は次のとおり取り組んでいます。</p> <p>理事及び副学長については、学内の大部分の委員会委員長を務め、法人経営を担うために必要な業務知識及び経験を重ねています。</p> <p>教職員については、それぞれの職種に応じて、次のとおり人材育成を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教授、准教授のうちから、学長の職務遂行を助けるための学長補佐を指名しています。なお、指名にあたっては、若手教員や女性教員の指名にも配慮しています。 ・職員のうちから、特定の業務を総括整理するための学長特別補佐を任命し、教育研究評議会や経営協議会にオブザーバーとして出席させています。 ・事務局長については副学長を兼務し、また、経営協議会委員に指名しています。 ・事務系職員の人材育成は、「管理職への任用」「上位職への昇任」「人事異動」「能力開発<研修>」等の方針を定め行っています。 ・経営人材の育成を図るため、理事、副学長、事務局長の他、部課長を、国立大学協会が実施する「大学マネジメントセミナー」「国立大学法人等部課長研修」などに計画的に参加させています。
<p>原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>「国立大学法人上越教育大学理事選考規則」、「国立大学法人上越教育大学副学長選考規則」、「国立大学法人上越教育大学特別顧問に関する要項」、「国立大学法人上越教育大学学長特別補佐に関する要項」、「国立大学法人上越教育大学学長補佐に係る取扱いについて」を定め、大学HPで公開しています。</p> <p>ホーム > 大学紹介 > 概要・理念・規則 > 国立大学法人上越教育大学規則集 https://www.juen.ac.jp/050about/010info/100rule.html</p>

<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会の議事要旨を本学HPで公開しています。 > 大学紹介 > 公開情報 > 役員会等議事要旨 https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/070yakuinkai/index.html</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>大学運営に関する有意義な知見を本法人の経営に活用するため、他大学の学長経験者や、教育行政に関し識見を有する者を理事や副学長に登用しています。 理事、副学長の登用の状況については、本学HPで公開しています。 > 大学紹介 > 概要・理念・規則 > 役員等紹介 https://www.juen.ac.jp/050about/010info/070director.html</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会の外部委員は、高い識見を有する者から幅広い意見を聴くため、地方公共団体の長、企業経営者、文部科学行政経験者、教育関係団体の長、学識経験者等、多様な人材を選考することとしています。 また、会議資料を事前に送付し、委員から会議当日の意見を効果的に聴取するとともに、学外委員からの主な意見ごとに対応する理事等を定め、対応内容を検討の上、可能なものから速やかに実現することとしています。その状況については、翌年度の6月に前年度分を取りまとめ、本学HPで公開しています。 > 大学紹介 > 役員会等議事要旨 > 経営協議会 > 経営協議会学外委員からの意見等への対応状況 https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/070yakuinkai/index.html</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>法人の長の選考基準を国立大学法人上越教育大学学長選考規則（平成16年規則第33号）に次のとおり定め、公表しています。 https://www.juen.ac.jp/050about/010info/files/president_senkou_kisoku.pdf （選考基準）第4条 学長候補者の選考は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。 2 学長選考会議は、前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を遅滞なく公表しなければならない。 令和2年1月28日付けで学長選考会議から「国立大学法人上越教育大学学長候補者に求められる資質・能力等」として、以下のとおり望ましい学長像を公表しています。 https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/files/20200128_gaiyou.pdf <望ましい学長像> 次期学長は、本学に求められる社会的役割を果たすため、創設の趣旨・目的及び大学憲章の理念を追求する強い意欲を有するとともに、次のような資質・能力を持った者であることが望まれる。 ○ 本学を取り巻く状況が厳しさを増す中、国立大学法人法の趣旨を十分に活かした明確なビジョンの下、法人及び大学の最高責任者として戦略を立て、それを実現しようと努力する強い意志と指導力を備えていること。 ○ 大学構成員と円滑にコミュニケーションを行い、その意欲と創意に基づいて中期目標・中期計画を策定し、それを確実に推進する能力を有すること。 ○ 本学の特色を最大限に発揮し、教員養成系大学の広域拠点大学として、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応した改革に積極的に取り組むとともに、安定的な財政基盤の確立に努めるなど、大学運営と大学経営を総合的に推進できる能力を有すること。 ○ 教育研究の成果に基づいて地域・社会連携、グローバル化の</p>

		<p>推進に取り組み、特に地域における学校教育の発展に積極的に寄与する強い意志を有すること。</p> <p>また、令和3年3月31日任期満了に伴う次期学長候補者の選考を行い、その選考結果、選考過程及び選考理由を以下のとおり公表しています。 https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/president.html</p>
補充原則3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		<p>国立大学法人上越教育大学学長選考規則（平成16年規則第33号）に次のとおり定め、公表しています。 https://www.juen.ac.jp/050about/010info/files/president_senkou_kisoku.pdf （学長の任期）第13条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、重任の場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えることができない。</p>
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>国立大学法人上越教育大学学長解任規則（平成16年規則第34号）に次のとおり定め、公表しています。 https://www.juen.ac.jp/050about/010info/files/president_relieve_kisoku.pdf （学長解任の提案） 第4条 学長選考会議の3分の1以上の構成員が、学長が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、学長選考会議に学長解任を提案するものとする。 2 経営協議会又は教育研究評議会は、学長が前条各号のいずれかに該当すると認める場合であって、その構成員の3分の2以上の賛成をもって学長解任を議決したときは、学長選考会議に学長解任を提案するものとする。 （リコールによる学長解任の要求） 第5条 国立大学法人上越教育大学学長選考規則（平成16年規則第33号）第8条第2項に規定する意向聴取の有資格者（以下「意向聴取有資格者」という。）は、学長が第3条各号のいずれかに該当すると認める場合は、意向聴取有資格者の総数の3分の2以上の連署に学長解任要求の事由を添えて、学長選考会議に学長解任を要求することができるものとする。</p>
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>令和2年1月28日付けで学長選考会議から「学長の業務は、適切に執行されていると判断する。」旨、学長の業務執行状況の確認結果を公表しています。 https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/files/20200128_sikkoujyoukyou.pdf</p>
原則3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		<p>大学総括理事を置いていないため、該当ありません。</p>
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>令和2年3月26日付けで、内部統制の仕組み、運用体制等について定めた「国立大学法人上越教育大学内部統制規則」を制定し、公表しています。 https://www.juen.ac.jp/050about/010info/files/naibutosei.pdf 令和2年3月26日付けで、「国立大学法人上越教育大学公益通報者等保護規程」を改正・公表するとともに、令和2年4月1日付けで、委任した法律事務所に公益通報窓口を開設しています。 https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/kouekitsuuhou.html</p>
原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様		<p>大学HPに、「大学紹介」のページを設けており、閲覧者が求める情報にアクセスしやすいよう、以下の内容ごとに情報を整理して公表しています。</p>

<p>々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学長からのメッセージ ・概要・理念・規則 ・キャンパスガイド ・教育研究 ・寄附講座(研究部門)・共同研究・受託研究・知的財産・研究シーズ集 ・地域連携・産学官連携・大学間連携 ・公開講座・講演会・講習会等・共催(後援) ・国際交流 ・広報 ・公開情報 ・就職・進路 ・兼業依頼 ・採用情報 <p>また、公開情報のうち、中期的な目標、業務実績に関する報告については、主なポイントを整理した概要資料を作成し、併せて公表しています。</p> <p>大学HP > 大学紹介 https://www.juen.ac.jp/050about/index.html</p>
<p>補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	<p>本学公式ホームページのトップページにおいて、「入学希望・進路指導担当」、「現職教員」、「保護者」、「修了生・卒業生」、「地域の方」別にメニューを設け、対象者が適切な内容、方法等を選択できるように公表しています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策等、特に重要な事項については、特設サイトを設けて学内外へわかりやすく公表しています。</p> <p>https://www.juen.ac.jp/index.html</p>
<p>補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	<p>■卒業要件と取得できる免許状・資格について本学HPで以下のとおり公開しています。 >学校教育学部>卒業要件と取得できる免許状・資格 https://www.juen.ac.jp/080faculty/030necessary.html</p> <p>■取得できる免許状・資格等の種類及び教員免許状取得状況について本学HPで以下のとおり公開しています。 >大学院>取得できる免許状・資格 https://www.juen.ac.jp/070graduate/025license.html</p> <p>■臨床心理士資格取得のための情報について本学HPで以下のとおり公開しています。 >大学院>臨床心理士養成の大学院指定 https://www.juen.ac.jp/070graduate/040psy.html</p> <p>■公認心理師資格取得のための情報について本学HPで以下のとおり公開しています。 >大学院>公認心理師の国家試験受験資格取得 https://www.juen.ac.jp/070graduate/045psy.html</p> <p>■教員の養成の状況についての情報を本学HPで以下のとおり公開しています。 >大学紹介>公開情報>教員の養成の状況についての情報－教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報 https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/065rule.html</p> <p>・就職・進路の状況 <学部教員就職率...80.0% 全国第4位> (令和2年3月卒業者) 全国44大学・学部中、第4位(卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数を母数とした場合の教員就</p>

	<p>職率) ・学校教育学部 令和2年3月卒業者の進路： 教員就職者...109(32)人(小学校；80(18)，中学校；15(9)，中等教育学校；1，高等学校；6(3)，幼稚園；1，幼保連携型認定こども園；2，その他；4(2))，教員以外への就職者及び進学者...55人 ※「教員就職者」の()内の数は，期限付き教員として採用された者で内数。 なお，大学院学校教育研究科(修士課程・専門職学位課程)を含む詳しい学生の進路・就職状況について，本学HPにおいて，以下のとおり公表しています。 ホーム > 就職・進路 > 就職状況(学部・大学院) https://www.juen.ac.jp/140career/050situation.html また，学校教育学部，大学院学校教育研究科(現職教員を除く)修士課程及び専門職学位課程の過去5年間の就職状況並びに都道府県別教員就職状況について，以下のとおり公表しています。 ホーム > 就職・進路 > 過去5年間の就職状況 https://www.juen.ac.jp/140career/051situation5year.html</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>	<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報について本学HPで以下のとおり公開しています。 > 大学紹介 > 公開情報 > 法人の運営に関する情報－独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報等－ https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/050admindoc/</p> <p>■研究活動における不正行為の告発受付窓口について本学HPで以下のとおり公開しています。 > 大学紹介 > 公開情報 > 危機管理・その他 > 研究活動における不正行為(研究成果の捏造，改ざん，盗用)の告発受付窓口 https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/010kikikanri/injustice/index.html</p> <p>■研究費の不正使用防止に向けた取組について本学HPで以下のとおり公開しています。 > 大学紹介 > 公開情報 > 危機管理・その他 > 研究費の不正使用防止に向けた取組 https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/010kikikanri/kenkyuhi/index.html</p> <p>■学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報について本学HPで以下のとおり公開しています。 > 大学紹介 > 公開情報 > 大学の教育活動に関する情報－学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報－ https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/060rule/index.html</p>